

令和元年台風 19 号による被災地域
の中小企業に勤務されていた労働者の皆様へ

賃金の支払の確保等に関する法律に基づく
「未払賃金の立替払制度」の御案内

この度の令和元年 10 月の台風第 19 号（以下「台風」といいます。）により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い再興をお祈り申し上げます。

今回の台風による被害を受けられた皆様の中には、お勤めになっていた企業が直接被害を受ける又は停電による影響により、事業活動の停止を余儀なくされ、賃金支払のための資金確保に支障をきたすなど事実上の倒産状態に至ることにより、賃金の支払を受けられなくなることも懸念されます。

このような被災地域で働いていた皆様のために、下記によりできるだけ早く未払となっている賃金の立替払の手続を進めることができるよう、各労働基準監督署等において相談と申請の受付けを行っています。該当する方は御相談ください。

I 未払賃金の立替払制度の内容

未払賃金の立替払制度とは、企業が倒産したため、賃金が支払われないままに退職した労働者に対して、その未払賃金のうち一定範囲（8割相当額）を国が事業主に代わって立替払をする制度です。

立替払ですので、立て替えた賃金債権の請求権は、国が取得することになります。

II 今回の台風に関連して立替払を受けることができる方

労災保険の適用事業として1年以上にわたり事業活動を行ってきた中小企業（法人、個人は問いません。）に使用されていた労働者で、台風の被害若しくは停電の影響により企業が倒産に至ったことに伴い退職し、「未払賃金」（後記Ⅲ参照）が残っている方々です（ただし、未払賃金額の総額が2万円未満の場合は、立替払の対象とはなりません。）。

Ⅲ 立替払の対象となる未払賃金

立替払の対象となる「未払賃金」は、退職日の6か月前の日（例えば退職日が令和元年10月12日でしたら、平成31年4月12日）から立替払請求日（後記Ⅳの3参照）の前日までの間に支払期日が到来している「定期賃金」及び「退職手当」であって、未払となっているものです。

なお、立替払の額には、年齢ごとに上限額が定められています。

IV 今回の台風における立替払の請求手続

今回の台風に関連し立替払を受けるには、次の手続を必要としますが、請求手続に使用する申請用紙は、各労働基準監督署等に用意しておりますのでお申し出ください。

1 対象企業の認定

- (1) 倒産した企業の本社を所轄する労働基準監督署長に「認定申請書」を提出して、企業が倒産して事業活動が停止し、再開する見込がなく、かつ、賃金支払能力がないことについて認定（以下「倒産の認定」といいます。）を受けてください。

倒産の認定は、労働者の代表が一度行えばよいこととされておりますので、本社に勤務する労働者が代表として申請されることをお勧めします。

- (2) 認定申請には、申請される方の身分証明書及び印鑑等のほか、会社の賃金台帳、就業規則、出勤簿等の労務関係書類及び財務関係が分かる書類が必要とされておりますので、事業主や労務担当者とともに労働基準監督署に申請に来られるようお願いします。

混雑も予想されますので、事前にお問い合わせされることをお勧めします。

認定申請を行う方は労働者の代表1名ですが、若干名の同僚が同行することは差し支えありません。

認定申請時に持参していただきたい資料

申請手続の簡略化を行っています。資料を用意できないなどお困りの方は、認定申請を行う労働基準監督署に御相談ください。

- ①写真付き身分証明書、印鑑
- ②事業場（会社）の罹災証明書
- ③労働保険概算保険料申告書等労災保険番号が記載されている書面
- ④賃金台帳
- ⑤出勤簿（タイムカード）、労働者名簿
- ⑥就業規則（賃金規程、退職金規程を含む）
- ⑦商業登記簿又は営業許可書（廃業届を含む）
- ⑧直近の決算報告
- ⑨会社の土地、建物の登記簿
- ⑩会社の主な資産状況が分かる書類（預金・有価証券残高証明書、売掛債権・換金可能な動産一覧表）
- ⑪その他の労務、財務関係資料

2 未払賃金の額等についての確認

前記1の倒産の認定を受けた後に、勤めていた事業場（本社を含む。）の所在地を管轄する労働基準監督署長に「確認申請書」を提出して、未払賃金の額等の確認（以下「確認」といいます。）を受けてください。

確認を円滑に行うために、申請される方の写真付き身分証明書及び印鑑等のほか、給与明細書、昇給に係る通知、給与振込み記録のある銀行通帳など、賃金額の分かる書類を御持参ください。特に、退職金についても申請される方は、退職金規程な

どの支給額の算定できる資料を添付してください。

確認申請時に持参していただきたい資料

申請手続の簡略化を行っています。資料を用意できないなどお困りの方は、確認申請を行う労働基準監督署に御相談ください。

- ①写真付き身分証明書、印鑑
- ②振込を希望する申請者本人名義の預金通帳
- ③支給賃金額の分かる書類（賃金台帳、労働契約締結時の賃金に関する書面、給与明細書、昇給に係る通知、給与振込記録のある銀行通帳など）
- ④就業規則（賃金規程、退職金規程を含む）、労働協約
- ⑤退職・解雇に係る通知
- ⑥出勤簿（タイムカード）／⑦労働者名簿　／⑧雇用保険の離職証明書
- ⑨その他の労務関係資料

なお、認定申請時に提出済の書類は省略できます。

3 立替払の請求書の提出

確認が済みますと「確認通知書」とともにお渡しする「立替払請求書」等に振込を希望する銀行口座等必要な事項を記入し、

独立行政法人労働者健康安全機構

〔担当:医療企画・賃金援護部 未払賃金立替払相談コーナー(☎044-431-8663)〕

〒211 - 0021 神奈川県川崎市中原区木月住吉町1番1号

へ郵送により提出してください。

後日、請求された方が指定した金融機関に立替払金額が振り込まれます。

V 今回の台風に関連して立替払の対象とならない企業

①労働者が雇用保険失業給付の特例措置を受けている企業

②災害復旧貸付制度等を利用している企業

は、倒産したと認められませんので、立替払はできません（利用予定も同じ。）。

※不正受給について

偽りその他不正の行為により立替払金の支給を受けたときは、立替払金額の2倍の額の給付を命じられるほか、刑事責任を問われることになります。

被災地域を所管する労働局管内の労働基準監督署の所在地

(開庁時間) 月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)

局名	監督署	住 所	電 話	管 轄 区 域
岩手	宮古労働基準監督署	宮古市緑ヶ丘 5-29	0193-62-6455	宮古市、下閉伊郡山田町、 下閉伊郡岩泉町、下閉伊 郡田野畑村
	釜石労働基準監督署	釜石市上中島町 4 丁目 3-50 NTT 東日本上中島ビル 1 階	0193-23-0651	釜石市、上閉伊郡大槌町
	一関労働基準監督署	一関市旭町 5-11	0191-23-4125	一関市
	大船渡労働基準監督署	大船渡市大船渡町字台 13-14	0192-26-5231	大船渡市、陸前高田市、 気仙郡住田町
	二戸労働基準監督署	二戸市石切所字荷渡 6-1 二戸 合同庁舎	0195-23-4131	久慈市、下閉伊郡普代村、 九戸郡野田村、九戸郡洋 野町
宮城	仙台労働基準監督署	仙台市宮城野区鉄砲町一番地 仙台第四合同庁舎	022-299-9073	仙台市、塩釜市、名取市、 多賀城市、岩沼市、富谷 市、亶理郡亶理町、亶理 郡山元町、宮城郡松島町、 宮城郡七ヶ浜町、宮城郡 利府町
	石巻労働基準監督署	石巻市泉町 4-1-18 石巻合同庁 舎	0225-22-3365	石巻市、気仙沼市、東松 島市、牡鹿郡女川町、本 吉郡南三陸町、
	古川労働基準監督署	大崎市古川駅南 2 - 9 - 47	0229-22-2112	大崎市、黒川郡大和町、 黒川郡大郷町、黒川郡大 衡村、加美郡色麻町、加 美郡加美町、遠田郡涌谷 町、遠田郡美里町
	大河原労働基準監督署	柴田郡大河原町字新東 24-25	0224-53-2154	白石市、角田市、刈田郡 蔵王町、刈田郡七ヶ宿町、 柴田郡大河原町、柴田郡 村田町、柴田郡柴田町、 柴田郡川崎町、伊具郡丸 森町
	瀬峰労働基準監督署	栗原市瀬峰下田 50 - 8	0228-38-3131	登米市、栗原市
福島	福島労働基準監督署	福島市霞町 1-46 福島合同庁舎 1F	024-536-4610	福島市、二本松市、伊達 市、伊達郡桑折町、伊達 郡国見町、伊達郡川俣町、 相馬郡飯館村

	郡山労働基準監督署	郡山市桑野 2-1-18	024-922-1370	郡山市、田村市、本宮市、 安達郡大玉村、田村郡三 春町、田村郡小野町、
	いわき労働基準監督署	いわき市平字堂根町 4-11 いわ き地方合同庁舎 4F	0246-23-2255	いわき市
	会津労働基準監督署	会津若松市城前 2-10	0242-26-6494	会津若松市、南会津郡下 郷町、南会津郡桧枝岐村、 南会津郡只見町、南会津 郡南会津町、河村郡柳津 町、大沼郡三島町、大沼 郡金山町、大沼郡会津美 里町
	白河労働基準監督署	白河市郭内 1-124	0248-24-1391	白河市、西白河郡西郷村、 西白河郡泉崎村、西白河 郡中島村、西白河郡矢吹 町、東白川郡棚倉町、東 白川郡塙町、東白川郡鮫 川村
	須賀川労働基準監督署	須賀川市旭町 204-1	0248-75-3519	須賀川市、岩瀬郡鏡石町、 岩瀬郡天栄村、石川郡石 川町、石川郡玉川村、石 川郡平田村、石川郡浅川 町、石川郡古殿町
	相馬労働基準監督署	相馬市中村字桜ヶ丘 68	0244-36-4175	相馬市、南相馬市、相馬 郡新地町
	富岡労働基準監督署	双葉郡富岡町中央 2-104	0240-22-3003	双葉郡広野町、双葉郡檜 葉町、双葉郡富岡町、双 葉郡川内村、双葉郡大熊 町、双葉郡双葉町、双葉 郡浪江町、双葉郡葛尾村
茨城	水戸労働基準監督署	水戸市宮町 1 丁目 8-31 茨城労 働総合庁舎	029-226-2237	常陸太田市、笠間市、常 陸大宮市、那珂市、東茨 城郡城里町、久慈郡大子 町、水戸市、ひたちなか 市、東茨城郡茨城町
	日立労働基準監督署	日立市幸町 2-9-4	0294-22-5187	日立市、高萩市、北茨城 市
	土浦労働基準監督署	土浦市大塚 1838	029-821-5127	土浦市、石岡市、つくば 市、かすみがうら市
	筑西労働基準監督署	筑西市下中山 581-2	0296-22-4564	結城市、筑西市、桜川市
	常総労働基準監督署	常総市水海道淵頭町 3114-4	0297-22-0264	常総市、守谷市、坂東市
	鹿嶋労働基準監督署	鹿嶋市宮中 1995 - 1 鹿嶋労働 総合庁舎	0299-83-8461	神栖市

栃木	宇都宮労働基準監督署	宇都宮市明保野町 1-4 宇都宮第 2 地方合同庁舎別館	028-633-4251	宇都宮市、さくら市、塩谷郡高根沢町、那須郡那珂川町
	足利労働基準監督署	足利市大正町 864	0284-41-1188	足利市
	栃木労働基準監督署	栃木市沼和田町 20-24	0282-24-7766	栃木市、佐野市
	鹿沼労働基準監督署	鹿沼市戸張町 2365-5	0289-64-3215	鹿沼市
	大田原労働基準監督署	大田原市本町 2-2828-19	0287-22-2279	大田原市、矢板市、那須塩原市、那須郡那須町
	日光労働基準監督署	日光市今市 305-1	0288-22-0273	日光市、塩谷郡塩谷町
群馬	高崎労働基準監督署	高崎市東町 1 3 4 - 1 2 高崎地方合同庁舎	027-322-4661	高崎市、富岡市、安中市、甘楽郡下仁田町、甘楽郡南牧村、甘楽郡甘楽町
	前橋労働基準監督署	前橋市大手町 2 - 3 - 1 前橋地方合同庁舎	027-896-3019	前橋市、渋川市、北群馬郡吉岡町
	桐生労働基準監督署	桐生市末広町 13 番地 5 桐生地方合同庁舎	0277-44-3523	桐生市、みどり市
	太田労働基準監督署	太田市飯塚町 1 0 4 - 1	0276-45-9920	太田市、館林市、邑楽郡千代田町、邑楽郡邑楽町
	沼田労働基準監督署	沼田市薄根町 4468-4	0278-23-0323	沼田市、利根郡みなかみ町
	藤岡労働基準監督署	藤岡市下栗須 1 2 4 - 1 0	0274-22-1418	藤岡市、多野郡上野村、多野郡神流町
	中之条労働基準監督署	吾妻郡中之条町中之条 6 6 4 - 1	0279-75-3034	吾妻郡中之条町、吾妻郡長野原町、吾妻郡嬭恋村、吾妻郡草津町、吾妻郡高山村、吾妻郡東吾妻町
埼玉	さいたま労働基準監督署	さいたま市中央区新都心 11-2 明治安田生命さいたま新都心ビルランド・アクシス・タワー 14F	048-600-4801	さいたま市（春日部労働基準監督署の管轄区域を除く。）、朝霞市、志木市、和光市、新座市
	川口労働基準監督署	川口市川口 2-10-2	048-252-3773	川口市

	熊谷労働基準監督署	熊谷市別府 5-95	048-533-3611	熊谷市、本庄市、深谷市、児玉郡美里町、児玉郡神川町、児玉郡上里町、大里郡寄居町
	川越労働基準監督署	川越市豊田本 1-19-8 川越地方合同庁舎	049-242-0891	川越市、東松山市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、入間郡毛呂山町、入間郡越生町、比企郡滑川町、比企郡嵐山町、比企郡小川町、比企郡川島町、比企郡吉見町、比企郡鳩山町、比企郡ときがわ町、秩父郡東秩父村
	春日部労働基準監督署	春日部市南 3-10-13	048-735-5226	さいたま市のうち岩槻区
	所沢労働基準監督署	所沢市並木 6-1-3 所沢地方合同庁舎	048-735-5226	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市、入間郡三芳町
	行田労働基準監督署	行田市桜町 2-6-14	048-556-4195	行田市
	秩父労働基準監督署	秩父市上宮地町 23-24	0494-22-3725	秩父市、秩父郡横瀬町、秩父郡皆野町、秩父郡長瀬町、秩父郡小鹿野町
東京	渋谷労働基準監督署	渋谷区神南 1-3-5 渋谷神南合同庁舎 5・6 階	03-3780-6527	世田谷区
	池袋労働基準監督署	豊島区池袋 4-30-20 豊島地方合同庁舎 1 階	03-6679-0183	豊島区、板橋区、練馬区
	王子労働基準監督署	北区赤羽 2-8-5	03-6679-0183	北区
	向島労働基準監督署	墨田区東向島 4-33-13	03-5630-1031	墨田区
	八王子労働基準監督署	八王子市明神町 3-8-10	042-680-8752	八王子市、日野市、多摩市、稲城市
	八王子労働基準監督署 町田支署	町田市森野 2-28-14 町田地方合同庁舎 2 階	042-718-8610	町田市
	立川労働基準監督署	立川市緑町 4-2 立川地方合同庁舎 3 階	042-523-4472	立川市、府中市、昭島市、小金井市、東大和市、武蔵村山市

	青梅労働基準監督署	青梅市東青梅 2-6-2	0428-28-0058	青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、西多摩郡瑞穂町、西多摩郡日の出町、西多摩郡檜原村、西多摩郡奥多摩町
神奈川	川崎南労働基準監督署	川崎市川崎区宮前町 8-2	044-244-1271	川崎市（川崎区、幸区）
	川崎北労働基準監督署	川崎市高津区溝口 1-21-9	044-382-3190	川崎市（中原区、高津区、多摩区、宮前区、麻生区）
	平塚労働基準監督署	平塚市浅間町 10-22 平塚地方合同庁舎 3 階	0463-43-8615	平塚市、秦野市、伊勢原市
	藤沢労働基準監督署	藤沢市朝日町 5-12 藤沢労働総合庁舎 3 階	0466-23-6753	茅ヶ崎市、高座郡寒川町
	小田原労働基準監督署	小田原市浜町 1-7-11	0465-22-7151	小田原市、南足柄市、足柄上郡大井町、足柄上郡松田町、足柄上郡山北町、足柄下郡箱根町、足柄下郡湯河原町
	厚木労働基準監督署	厚木市中町 3-2-6 厚木 T ビル 5 階	046-401-1641	厚木市、海老名市、座間市、愛甲郡愛川町、愛甲郡清川村
	相模原労働基準監督署	相模原市中央区富士見 6-10-10 相模原地方合同庁舎 4 階	042-752-2051	相模原市
新潟	上越労働基準監督署	上越市春日野 1-5-2 2 上越地方合同庁舎	025-524-2111	上越市、糸魚川市、妙高市
山梨	甲府労働基準監督署	甲府市下飯田 2-5-5 1	055-224-5616	山梨市、韭崎市、南アルプス市、北杜市、笛吹市、甲州市、
	都留労働基準監督署	都留市四日市場 2 3-2	0554-43-2195	都留市、富士吉田市、大月市、上野原市、南都留郡道志村、南都留郡鳴沢村、南都留郡富士河口湖町、北都留郡小菅村、北都留郡丹波山村
	鰍沢労働基準監督署	南巨摩郡富士川町鰍沢 6 5 5-5 0	0556-22-3181	南巨摩郡早川町、南巨摩郡身延町、南巨摩郡南部町、南巨摩郡富士川町、西八代郡市川三郷町
長野	長野労働基準監督署	長野市中御所 1 丁目 2 2-1	026-223-6310	長野市、千曲市、埴科郡坂城町、上水内郡飯綱町

	松本労働基準監督署	松本市大字島立 1 6 9 6	0263-48-5693	松本市（大町労働基準監督の管轄区域を除く。）、塩尻市、安曇野市（明科東川手、明科中川手、明科光、明科七貴、明科南陸郷）、木曽郡木曽町、東筑摩郡麻績村、東筑摩郡生坂村、東筑摩郡筑北村
	岡谷労働基準監督署	岡谷市神明町 3-1 4-8	0266-22-3454	岡谷市、諏訪市、茅野市、諏訪郡下諏訪町、諏訪郡富士見町、諏訪郡原村
	上田労働基準監督署	上田市天神 2-4-7 〇上田労働総合庁舎	0268-22-0338	上田市、東御市、小県郡青木村、小県郡長和町
	中野労働基準監督署	中野市中央 1-2-2 1	0269-22-2105	中野市、須坂市、飯山市、長野市（若穂綿内、若穂川田、若穂牛島、若穂保科）、上高井郡小布施町、上高井郡高山村、下高井郡山ノ内町、下高井郡木島平村、下高井郡野沢温泉村、下水内郡栄村
	小諸労働基準監督署	小諸市三和 1-6-2 2	0267-22-1760	小諸市、佐久市、南佐久郡小海町、南佐久郡川上村、南佐久郡南牧村、南佐久郡南相木村、南佐久郡北相木村、南佐久郡佐久穂町、北佐久郡軽井沢町、北佐久郡御代田町、北佐久郡立科町
	伊那労働基準監督署	伊那市中央 5 〇 3 3-2	0265-72-6181	伊那市、上伊那郡辰野町、上伊那郡宮田村
	大町労働基準監督署	大町市大町 2 9 4 3-5 大町地方合同庁舎 4F	0261-22-2001	松本市（梓川上野、梓川梓、梓川倭）、安曇野市（松本労働基準監督署の管轄区域を除く。）
静岡	三島労働基準監督署	三島市文教町 1-3-1 1 2 三島労働総合庁舎 3 階	055-986-9100	伊豆の国市、田方郡函南町

独立行政法人労働者健康安全機構の所在地

○独立行政法人労働者健康安全機構

未払賃金立替払相談コーナー
(月～金 9:15～17:00)

所在地 神奈川県川崎市中原区木月
住吉町 1 番 1 号

☎ 044-431-8663